

平成27年 3月25日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

**「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領並びに
「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」の改訂（案）について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当取引所では、平成26年改正会社法の施行（平成27年5月1日）及びコーポレートガバナンス・コード¹（以下、「コード」といいます。）の適用開始（同6月1日）に伴う上場制度の整備²を予定しております。

今般の制度整備の内容につきましては、現在、パブリックコメントなど上場規則の改正等に向けた手続に付している段階にあります。また、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領や、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（独立役員届出書の様式及び記載上の注意事項を含みます。）の改訂など、実務上の取扱いの広範な見直しが生ずる見込みであることから、改正内容の正式な通知に先立って、今般の制度整備に伴う実務上の取扱いの変更内容（案）を、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、実務上の取扱いの主な変更内容及び適用時期の概要は、下記のとおりです。

上場会社各位におかれましては、本通知の内容を十分にご確認いただき、今般の制度整備に適切にご対応くださいますようお願い申し上げます³。

敬 具

¹ コーポレートガバナンス・コード原案の内容については、本日付け『コーポレートガバナンス・コード』の制定（予定）について」をご参照ください。

² 平成27年2月25日付け「平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について」及び本日付け「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」をご参照ください。

³ 本通知に記載の内容につきましては、パブリックコメントの結果など今後の制度整備に向けた手続の過程で変更が生ずる場合があります。

1. 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領の改訂（別紙1）

（1）監査等委員会設置会社用の様式の新設

<会社法改正に伴う対応>

改正会社法により新たな機関設計として導入される監査等委員会設置会社制度に対応するため、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式について、監査等委員会設置会社用の様式を新設し、これに関する記載上の注意事項を追加します。

監査等委員会設置会社に移行する上場会社におかれましては、移行後遅滞なく監査等委員会設置会社用の様式で記載した報告書の再提出をお願いいたします。

なお、既提出の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の入力データを監査等委員会設置会社用の様式に円滑に移行いただくため、入力データを収録したファイルをご提供することを予定しています。

（2）コードの各原則を「実施しない理由」の記載欄の新設

<コード策定に伴う対応>

コードについて「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を導入するため、上場会社⁴が、コードの「基本原則」・「原則」・「補充原則」のいずれかを実施しない場合には、その理由をご説明いただくこととなります（セントレックスの上場会社及び国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場に上場する上場会社である場合には「基本原則」を実施しない場合にのみ、その理由の説明を要するものとします。）。これに伴い、実施しない理由を説明するための記載欄を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式中に新設し、これに関する記載上の注意事項を追加いたします。

実施しない理由の説明は、コードの各原則のうち、実施しない原則を「基本原則」、「原則」、「補充原則」の項番等により具体的に特定したうえで、どの原則に関する説明であるかを明示してご記載いただく必要があります。

（3）コードの各原則に基づく開示の記載欄の新設

<コード策定に伴う対応>

コードには、特定の事項（例：政策保有株式を保有する場合における政策保有に関する方針（原則1－4））を開示すべきとする原則が含まれています（別紙1の別添1参照）。これらの原則に基づく開示を行うための記載欄を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式中に新設し、これに関する記載上の注意事項を追加いたします。

本欄の記載方法としては、開示すべきとされる事項の内容を本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合に、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載する方法の、いずれでも差し支えないものとします⁵。

⁴ 外国会社は除きます。

⁵ セントレックスの上場会社及び国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場に上場する上場会社については、当該記載欄の記載は任意とし、記載しない場合には記載欄を非表示とすることができるようになる予定です。

(4) 独立性に関する情報開示の見直しを踏まえた記載要領の改訂 ＜コード策定に伴う対応＞

現行制度では、過去に独立性基準に抵触する関係があった等の一定の類型（開示加重要件）に該当する者を独立役員に指定する場合には、その事実を踏まえてもなお独立性があると判断して独立役員に指定する理由を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載することを求めています。今般の制度整備でこれを廃止します。（「2.（1）② 開示加重要件の廃止（属性情報の記載への統一）」をご参照ください。）

これらを踏まえ、開示加重要件に該当している事実を踏まえてもなお独立性があると判断して独立役員に指定する理由の記載を求める記載上の注意事項を廃止します。

(5) 改訂後の様式及び記載要領に基づく「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出時期

上場会社は、本年6月1日（監査等委員会設置会社用の様式の利用については、本年5月1日）以後、改訂後の記載要領に基づいて、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出してください。

- 上述の（2）及び（3）に掲げる内容の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」への反映につきましては、本年6月1日以後最初に開催される定時株主総会の日以後、準備ができ次第速やかに（遅くとも本年6月1日以後最初に開催される定時株主総会の日⁶の6か月後までに）行っていただければ足りるものとします。
- （2）及び（3）で新設する記載欄以外の部分の記載については、従来どおり、定時株主総会の日後遅滞なく更新をお願いいたします⁶。

なお、初回の反映後における（2）及び（3）に掲げる内容の更新につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の更新に係る現行の取扱い⁷にかかわらず、毎年の定時株主総会の日以後遅滞なく実施することで足りるものとする予定です⁸。

⁶ この場合には新設する記載欄を非表示とすることができるようにする予定です。本年6月1日以後最初に開催する定時株主総会の「開催前」にコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載を更新する場合も同様です。

⁷ 上場会社は「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内容に変更が生じた場合、変更内容が資本構成及び企業属性に関する事項に関するものである場合を除き、遅滞なく変更内容について記載した報告書を提出することが義務付けられています。

⁸ 変更が生じる都度、遅滞なく変更内容を反映した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を任意にご提出いただくことを妨げるものではありません。

2. 「独立役員届出書」の様式及び「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」の改訂（別添及び別紙2）

（1）独立役員の独立性に関する情報開示の見直し

① 社外性が認められることとなった類型への対応

＜会社法改正に伴う対応＞

改正会社法によって 10 年以上前に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者についても社外性が認められることとなります。今般の制度整備では、こうした者を独立役員に指定できることとし、指定する場合には、その旨及びその概要の開示を求めることとします⁹。

また、こうした者を社外役員として選任する場合についても同様に、その旨及びその概要の開示を求めることとします。

これらを踏まえ、独立役員届出書の様式に属性情報の記載が必要な類型を追加し、これに関する記載上の注意事項を追加するほか、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を改訂します¹⁰。

② 開示加重要件の廃止（属性情報の記載に統一）

＜コード策定に伴う対応＞

現行制度では、開示加重要件に該当する者を独立役員に指定する場合には、その事実を踏まえてもなお独立性があると判断して独立役員に指定する理由を独立役員届出書に記載することを求めています。今般の制度整備に伴いこれを廃止します。

これに代えて、これまで開示加重要件としてきた類型に該当する者を独立役員に指定する場合は、その旨及びその概要の開示を求めることとします。

また、こうした者を社外役員として選任する場合についても同様に、その旨及びその概要の開示を求めることとします。

これらを踏まえ、独立役員届出書の様式において、開示加重要件への該当状況の記載欄を属性情報の記載欄と統合し、これに関する記載上の注意事項を整理するなど、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を改訂します。

※ 現行の上場規則では、独立役員に指定する者が、取引先（若しくはその出身者）、相互就任関係先の出身者、又は寄付先（若しくはその出身者）のいずれかに該当する場合に属性情報の記載を求めています。この取扱いには変更はありません。

⁹ コーポレート・ガバナンスに関する報告書においても「会社との関係の選択項目」及び「適合項目に関する補足説明」として開示が必要となります。

¹⁰ これに加え、改正会社法によって社外性が認められなくなる類型（親会社の関係者、兄弟会社の関係者及び上場会社の関係者の近親者）を、独立性基準（独立役員としての独立性が認められない類型）から除外します。詳細は、別紙2「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（改訂案）の「1 (3) ② 独立性基準について」をご参照ください。

(2) 改訂後の様式及び記載上の注意事項に基づく「独立役員届出書」の提出時期

上場会社は、本年6月1日以後に独立役員届出書を更新する場合には、改訂後の様式及び記載上の注意事項に基づいて提出してください¹¹。

本年5月1日から施行日（本年6月1日）までの間に独立役員届出書をご提出いただく場合には、現行の様式又は新様式のいずれによってご作成いただくことでも構いません。

なお、どういう場合に独立役員届出書を更新すべきかの取扱い¹²は、従前のものから基本的に変更はなく¹³、株主総会で独立役員・社外役員の構成が変わることが予定されている場合や属性情報の記載に変更がある場合には株主総会の2週間前までに更新していただく必要があります。

以 上

【別紙資料】

- 別紙1 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領（改訂案）

※ 適時開示ガイドブックの次の箇所の見直しを行うものです。

○第9章 名証への提出書類

3. コーポレート・ガバナンスに関する報告書 (2) 報告書の記載要領（第9章-25～49頁）

- 別紙2 「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（改訂案）

※ 適時開示ガイドブックの次の箇所の見直しを行うものです。

○第7章 企業行動規範の概要

【独立役員の確保に係る実務上の留意事項について】（第7章-30～47頁）

- 別 添 「独立役員届出書」Excel ファイル（改訂案）

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

電話：052-262-3174 電子メール：syoken@nse.or.jp

¹¹ 既に提出済みの独立役員届出書において、独立役員又は社外役員が開示加重要件に該当する旨の記載をしていた場合でも、改正規則の施行日に新様式によって独立役員届出書を再提出する必要はありません。施行日以降、独立役員届出書の提出をするときに、新様式に差し替えてください。

¹² 別紙2「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（改訂案）の「1(7) 独立役員届出書の更新」をご参照ください。

¹³ 独立役員が開示加重要件に該当することとなった場合には期中でも独立役員届出書の更新が必要でしたが、開示加重要件の廃止に伴ってこの取扱いも廃止します。属性情報の有無やその概要について変更がある場合には、従来どおり、期中での独立役員届出書の更新は不要です。